

高知県レッドデータブック（植物編）改訂委員会設置要綱

（設置）

第1条 平成12年2月に発刊した「高知県レッドデータブック（植物編）」の改訂に当たり、高知県内に生育する野生植物種の再評価等を検討するため、高知県レッドデータブック（植物編）改訂委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- （1）高知県レッドデータブック（植物編）の改訂に関すること。
- （2）その他、高知県レッドデータブック（植物編）の改訂に必要な事項に関すること。

（委員及び組織）

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、野生植物について専門知識を有する者の中から、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、高知県レッドデータブック（植物編）の改訂が終了する日までとする。
- 4 委員長は、委員の互選によって定める。
- 5 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。
- 6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 委員会は、植物分類学の専門家をアドバイザーとして置くことができる。

（会議）

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、又は文書等により意見を聴くことができる。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、林業振興・環境部環境共生課において行う。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、林業振興・環境部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年7月25日から施行する。
- 2 この要綱は、高知県レッドデータブック（植物編）の改訂が終了する日限りその効力を失う。
- 3 第4条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は林業振興・環境部長が招集する。